

民生文教常任委員会

1 開 議 令和4年12月5日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生文教常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席	
副委員長	大塚正義	出席	
委員	前田則隆	欠席	
	滝田一郎	出席	
	大豆生田春美	出席	
	引地達雄	出席	
当局	市民生活部長	松浦正男	出席
	生活環境課長	小室雄司	出席
事務局	土屋大貴	出席	

◎開 会

午前10時01分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

当局の出席者は、松浦市民生活部長、小室生活環境課長です。

◎議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は担当の小室生活環境課長より、改めて詳細についてのご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） それでは、私から議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

100ページ、議案書補助資料を御覧ください。大田原市消費生活センターについて、施設の老朽化及び手狭になっている状態を解消するとともに、相談希望者の利便性向上のため、事務所の位置を市庁舎A別館2階に移転することに伴い、関係部分を改めるものです。

101ページ、新旧対照表を御覧ください。本則第2条中、位置の「大田原市住吉町1丁目9番37号」から「大田原市本町1丁目3番1号」に改正いたします。

99ページの改正文へお戻りください。移転を2月中に完了することとし、附則として、この条例は、令和5年3月1日から施行するといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 委員長が本会議で報告するということを前提に質問いたします。

ちょっと無理な質問なのですがけれども、最近の利用者数、これについて伺います。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） お答えいたします。

直近の利用者数ですね。相談者数でよろしいですか。

（何事か言う人あり）

○生活環境課長（小室雄司） 相談業務につきましては、那珂川町との協定によりまして、相談業務を受託し、令和3年度の相談件数は463件です。内訳としましては、大田原市で417件、那珂川町は46件となっております。前年度比で54件の減となっておりますが、相談内容の傾向といたしましては、20歳未満で出会い系サイト、20代では内職系、30代では紳士服、40代では商品一般、50代ではその他という形でそれぞれ1位となっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） その現在の敷地は、大田原市の土地なのか、貸借の土地なのかということ。

もしその後、また更地にしてどうこうするとか、そのまま返すとか、市のものかどうかによっても考え方は異なると思うのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 敷地につきましては市の所有でございます。

今後の利用につきましては、普通財産となりますので、管財扱いになると思います。その後の先というのは、まだ決まっておりません。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） 面積がもし分かったら。敷地と建坪面積。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 敷地については、すみません、資料がないのですが、建坪面積、利用面積につきましては150平米となっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 老朽化しているところから、新しいというか、市庁舎A別館に引っ越すわけですが、そういったときに、今までやっていた相談分野と、ほかに何か新たに、手狭だったところが広がることによって、相談以外に何か行うようなことを、新たにそこで始めますよとかということというのはありますか。何か変わったこと。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 広がって、そのほかに進めることはあるかというご質問なのですが、今のところ特段考えておりません。ただ、広がった分、個別のスペースがつかれますので、相談者に対して、ある程度間隔が置けますので、個人情報を守れるという形になります。

○委員長（高瀬重嗣） 大塚委員。

○委員（大塚正義） まず、先ほど463件の相談があったということなのですが、相談員というのは何人くら

いいらっしゃるのであるか。また、この463件は、ほぼ、ほぼ電話相談かなと思われるので、もしそこに来場されて相談されたとかという報告があるのであれば、何件ぐらい、その辺の比率が分かれば教えていただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 相談員なのですが、専任相談員が1名、相談員が4名の5人体制でございます。

件数なのですが、電話の問合せが、新規という形で1件と考えますと、61件。あとは、ほぼ、ほぼ電話のやり取りにはなるのですけれども、すみません、来場者の数がちょっと把握できていないので、すみません。申し訳ありません。

○委員長（高瀬重嗣） 大塚委員。

○委員（大塚正義） では、続けて。

先ほどの敷地のお話で、手前のところは、たしか消防団の詰所の1の1の詰所になっていると思うのです。そうすると、今後使われなくなってしまうといったときに、その奥側、相談センター側というのは、バリケードかポールを打って鎖をかけるのであるとか、そういった措置をされるのですか。それとも、今のまんまで建物だけを、防犯上施錠して利用なさるのであるか。結構消防団のほうも多分駐車場として、空いているときには、奥のところも使わせていただいているのではないかと思います。そんな関係でちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 当面の間は、一応建物だけの施錠で、奥のところについてのバリケード等は考えておりません。今後管財とのお話の中で、何か施工が必要となれば、対応していきたいと思っております。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） 栃木県にも消費者相談生活センターというか、あるかと思うのですが、それとか、ネットとかで見ると、それ以外にも何か、そういった類似したものもあるようなのですけれども、そういったところとの関係性というか、何かあるのですか。それとも市は市として独自にやっているとか、あるいは警察とか連携で、その上の組織へつながっているだとか、そういった関係とか連携とか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 消費生活センターは、消費者安全法というところで設置するようになっております。国との連携につきましては、まず消費者庁がありますが、母体としまして、国民生活センターというのがございます。その中に、連携しまして県、市の消費生活センターがつくような形で、それぞれ相談業務であるとか苦情処理であるとかを行っております。

相談業務につきましては、国民生活センターのところのデータベースですか、そこに蓄積されて情報の共有をするような形になっております。あと、消費者ホットラインといって、イヤヤ（188）という短縮番号がございます。こちらにかけますと、郵便番号の照会で近くの消費者生活センターを案内される形で、地元の方が利用できるという形になっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見を行います。

意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第84号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで執行部には退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第2、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、別紙の調査事件について、議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第102条の規定に基づき、議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものです。

現在タブレットに掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関し、具体的なものを取上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであれば、このまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

（内容確認）

○委員（滝田一郎） 委員長、例えばの話なのだけれども、上記に関連する何とかだとか、その他とかというのとは普通ないのですね、議会では。ちょっと私も勉強不足で。

○委員長（高瀬重嗣） どういうことですか。

○委員（滝田一郎） これ以外のことがもし発生しても、委員長の判断でできるようにしておくという、そういう文言を……あまりそういう例はないのかな。やっぱりきっちりと、この決めたことだけでやるのが、この議会の先例なのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 先例というか、開催できないではないですか。だから、継続調査をしてやるのですけれども、ここに関連していることに関連すればいいわけでしょう。今やっているのは、ここに書いてないことで何か必要なことがあるのかなということ、後で思いついたからのための19番を用意するということだと思っておりますけれども。

- 委員（滝田一郎） 例えばその他民生文教常任委員会として継続審査が必要な事項とか。
- 委員長（高瀬重嗣） 事務局どうですか。
- 委員（滝田一郎） 何かそういうのではないのかな。
- 委員（大塚正義） 多分閉会中審査は駄目ですよ。その項目を上げて閉会中審査をなさいとどこかにありましたね。
- 委員（滝田一郎） だから、ないのかもしれないね。
- 委員（大塚正義） 議員必携か何かにそんな話が載っていました。
- 委員（滝田一郎） ああそう。そんなところで異議なし。
（何事か言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 内容をご確認いただけましたか。
（何事か言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） それでは、同意することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。
よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

- 委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。
本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時17分 散会